

全国がん登録について（報告）

1 全国がん登録制度の開始に伴う県がん対策推進協議会がん登録部会における専門委員の委嘱について

がん登録等の推進に関する法律（以下「がん登録法」という。）では、都道府県知事は、がん対策の企画立案又は実施に必要な調査研究のため、当該都道府県のがん登録情報の利用・提供等を行うときには、「審議会その他の合議制の機関」の意見を聴かなければならない（がん登録法第 18 条第 2 項）とされており、この合議制の機関の委員その他の構成員には、がん、がん医療等又はがんの予防に関する学識経験のある者及び個人情報の保護に関する学識経験のある者を含むことが要件とされている（がん登録法第 18 条第 3 項）。

このため、本県では、香川県がん対策推進協議会設置要綱の一部改正を行い、本協議会（がん登録部会）をこの「審議会その他の合議制の機関」と位置づけ、がん登録部会に個人情報の保護に関する学識経験を有する専門委員として、香川県個人情報保護審議会会長の川崎達夫弁護士に御就任いただいた。

2 全国がん登録の実施機関について

がん登録法第 24 条第 1 項の規定により、都道府県知事の権限及び事務（医療機関からの届出受理・審査等）について、これを行うのにふさわしい者として政令で定める者に委任することができることとされており、本県では、地域がん登録制度における県からの委託先である香川大学（医学部附属病院地域がん登録室）に引き続き委任を行った。

3 全国がん登録に係る届出協力診療所の指定について

平成 27 年 10 月に、県内の全医科診療所に対して全国がん登録におけるがん情報の届出への協力依頼を行うとともに、医療機関向けの制度説明会を開催（10 月 22 日（木）高松市、28 日（水）丸亀市）したところ、別添のとおり 40 の診療所から申請があり、本年 1 月 1 日付けでこれを指定した。（別添参照）

なお、今後は年 1 回周知及び意向確認のうえ、毎年 1 月 1 日付けで追加の指定等を行う予定である。